

平成28年度 第2回平塚市営住宅運営審議会 会議録

日時 平成29年3月24日(金)
午後3時から4時15分まで
場所 平塚市本館710会議室

出席者

委員	久保寺 政美 委員(会長)	宮川 清美 委員(副会長)
	府川 勝 委員	江口 友子 委員
	内田 久子 委員	
事務局	小山田都市整備部長 青地住宅管理担当長 松原主事	久保谷建築住宅課長 石橋主管

傍聴人 なし

次第

- ・ 平塚市情報公開条例第31条に基づく審議会の公開について説明。
- ・ 委員7名のうち5名の出席により、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定足数に達しており、審議会が成立していることを報告。

議案事項

- 議案第1号 平成32年3月にUR都市機構からの借上げ期間が満了するコンフォール平塚住宅の取扱いについて
- 議案第2号 子育て世帯向け住戸(入居期限付き住戸)の整備について

報告事項

報告第1号 市営住宅の長期高額滞納者に対する法的措置について

.....

(会長)

これより審議会を進めてまいります。委員の皆様方の御協力をお願いし、御意見等をいただければ幸いです。

それでは、会議を始めますが、傍聴の方がおいでしたら、入場をお願いいたします。

(事務局)

本日は傍聴者はありません。

(会長)

最初に会議の成立についてですが、委員総数7名のうち、本日、5名の御出席をいただき、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定員数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、ただいまより、平成28年度第2回平塚市営住宅運営審議会を開会します。

お手元の次第に基づき議事を進めます。本日は、議題が3件あり、内訳は議案事項が2件、報告事項が1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議題の議案第1号「平成32年3月にUR都市機構からの借上げ期間が満了するコンフォール平塚住宅の取扱い」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それではお手元の資料、議案第1号「平成32年3月にUR都市機構からの借上げ期間が満了するコンフォール平塚住宅の取扱いについて」をご覧ください。

まず、コンフォール平塚住宅につきましては資料二枚目の⑫番に位置する住宅でございます。平塚市役所の北側に所在するUR都市機構（以下「UR」という）の賃貸住宅で、平成6年から平成11年にかけて建設されました。構造といたしましては、耐火建築14階建、全4棟308戸、エレベーター・風呂等完備で、主には中堅所得者層向け住宅となっております。

次に、2番にございます市による一部借上げとういことで、借上げの経緯をここへ示しておりますが、コンフォール平塚住宅の建設にあたり、旧住宅・都市整備公団（現「UR」）では国の特定目的借上公共賃貸住宅要綱を活用しており、同要綱では、公団の建設事業に当たり地方公共団体が同住宅を公営住宅として借上げる場合には、建設費用に対する助成を行うこととなっております。

公団から、同要綱を活用して本市に同住宅を賃貸借する提案があり、当時の市の判断として、高齢化社会の到来による高齢者への対応、また、今後同様の事業展開を想定し、借上げ住宅政策のモデル事業とするため、公団の提案に応じ同住宅を借上げることとなったものです。

3番にございます賃貸借契約の内容ですが、平成12年3月28日付けで、UR（当時は都市基盤整備公団）との間で「平塚市借上市営住宅に係る賃貸借契約書」を締結いたしました。借上げ対象は、4号棟全55戸のうち30戸です。契約の概要ですが、まず、契約期間につきましては平成12年4月1日から平成32年3月31日までの20年間となっております。契約終了時の取扱でございますが、「契約期間満了日までに借上住宅を空け、URへ引き渡さなければならない」となっております。借上料につきましては30戸分の

月額 2,551,900 円で、経済事情等の変動が無い限り 20 年間固定となっております。また、借上期間満了前の事前協議といたしまして、市と UR は、契約の期間が満了する日の 1 年前までに、借上住宅入居者の居住の安定に配慮し、借上住宅の取扱いについて事前に協議するものとなっております。

以上のような賃貸借契約になっておりますので、次の 4 番の入居期限付き住宅であることの周知に移りますが、市営住宅の入居者募集の際、コンフォール平塚住宅については期限付き住宅であることを案内文に明記するとともに、入居が決まった方に対しては、入居時と 5 年ごとに提出してもらう市営住宅入居請書（契約書に該当するもの）に、「私が入居する市営コンフォール平塚住宅は、市営住宅としての借上げ終了時（平成 32 年 3 月 31 日）には、明け渡ししなければならない住宅であることを承知しています。」と明示しております。平成 32 年 3 月 31 日までに明渡しが必要な住宅であることについては入居者の了解済となっております。

続きまして二枚目をご覧ください。借上げ料と家賃との関係でございます。27 年度のものでございますが、市から UR へ支払っている借上げ料の金額は、年間 30,622,800 円となっております。それに対し入居者から市へお支払いいただいております家賃は、年間 8,383,800 円となっております。したがって、市が UR へ実質負担している額はその差額でございますので年間 22,239,000 円となっております。なお、1 住戸あたりの月額借上げ料は約 85,000 円でございます。それに対し入居者の家賃は月額 23,000 円～30,900 円となっており、20 名が最低月額の 23,000 円となっております。

次に 6 番目の入居者による借上げ期間延長の要望ですが、上記のとおり、期限付き入居住宅であることは周知されておりますが、間もなく借上げ開始から満 17 年を迎えるにあたりまして、入居者からは高齢化の進展に伴う借上げ期間延長の要望書①と②が提出されています。①「コンフォール平塚市営住宅居住期間延長の要望」（平成 28 年 7 月 5 日）、②「コンフォール平塚団地「市営住宅」期限切れについて」（平成 29 年 2 月 2 日）の二通が今年度要望として提出されております。

また、資料にはございませんが、現契約が終了後の市営コンフォール平塚住宅の対応についてですが、UR との間で取り交わしている現在の賃貸借契約書上では、借上げ期限の延長に関連する条文はなく、借上げ期間満了前の事前協議として、「満了する日の 1 年前までに、借上住宅入居者の居住の安定に配慮し、借上げ住宅の取扱いについて事前に協議するものとする。」と記載されているのみでございます。

入居者におきましても、入居期限付き住宅であることを承知の上で居住されていることや、仮に借上げの延長を行った場合には更なる市費負担が生じること、また、過去の入居募集において、期限付き住宅であることを理由に応募を断念された方がいたこと等を、今後のコンフォール平塚住宅への対応を検討する上で考慮していく必要があると考えております。なお、公営住宅法及び条例の規定により当住宅の入居者につきましては、今後借上げを延長しない場合には、公募によらずに他の市営住宅へ入居させることができます。

市では、来年度より「次期ストック活用計画」の策定作業に着手する予定となっております。市営住宅行政の運営全般の中で、市営コンフォール平塚住宅の在り方についても検討していくこととしています。

本議案につきましては、来年度の検討時の参考とするため、事前に各委員のお考えを伺いたく提案させていただいたものでございます。なお本議案は、市営コンフォール平塚住宅の再借上げの是非について答申をいただくものではありません。その前段階での自由な御意見を賜りますようお願いいたします。

説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

一番最近入居された方はいつぐらいでしょうか。

(事務局)

直近ですと平成27年5月募集で1戸につき公募を行い応募がありました。実際に入居されたのは同年9月となります。

(委員)

今後空き家が出た場合の入居はどうなるのでしょうか。

(事務局)

借上げ期間の満了前でございますので、空き家が出た場合には通常通り募集を行う予定です。

(委員)

当該住宅は、立地条件が非常に良いと思いますが、応募の条件は他の市営住宅と変わらないのでしょうか。

(事務局)

公営住宅法の枠の中で行っておりますので、借上げ開始当時も現在も変わらず、収入要件や住宅困窮理由、在住要件等を満たした方がお申込みいただけるものとなります。加えて当該住宅は「高齢者専用住宅」と位置付けておりますので、申込者が65歳以上で二人世

帯（同居者が60歳以上もしくは配偶者が50歳以上）であることが申込み資格となっております。

（委員）

借上げ当時の募集方法と倍率はどうかだったのでしょうか。

（事務局）

原則募集は抽選で行って行っておりましたが、前身であります平塚団地からの戻り入居が15世帯ほどございました。そのため、当時の倍率についての資料は手元にはございませんが相当な倍率にはなっていたものと考えられます。

（委員）

入居時に既に高齢者世帯ということであれば、現入居者は相当高齢の方が多いのでしょうか。

（事務局）

ご指摘のとおりです。90歳を超える入居者もおります。

（委員）

高齢の方のためにはエレベーターがついている市営住宅は貴重でもありますので、借上げは良い取組かとは思いますが。

（事務局）

コンフォールは平成12年から借上げをしておりますが、その後平成14年から整備を開始した万田貝塚住宅がございます。当時設計をする際にコンフォール平塚住宅を参考にしたということで、3棟180戸でエレベーターも設置しております。また、高齢者向けの市営住宅整備という面では、公所谷戸住宅がございまして、こちらについては階段だけではなく、住宅の中にスロープを設置いたしましてバリアフリーに配慮した構造となっております。

（委員）

借上げの場合と、住宅を直接建設した場合にコストの面で差はどのくらいあるのでしょうか。コストだけを考えると、直接建設の方が高くなるように感じるがどうでしょうか。

（事務局）

あくまでも某市役所の推計ではありますが、40年以内であれば借上げ住宅の方が直接建

設よりコスト的に有利というデータもございます。短期的にみれば借上げ住宅の方がコスト面では良いと思いますが、しかし単純比較はできないものと考えます。

(委員)

エレベーターが未設置な住宅に設置することはできないのでしょうか。

(事務局)

古いタイプの住宅にエレベーターを設置している他の公営住宅のケースはございます。しかし、階段室があるタイプの住宅では踊り場に着床するような設置しかできないため、どうしても多少の段差が残ってしまいます。バリアフリーのような形を実現するには、構造上相当大規模な工事を行う必要があり、なおかつ入居者がいない状態でないと難しいため、現状では現実的に困難であると思っております。

(委員)

高齢者が上階の部屋から下階の部屋に移ることはできないのでしょうか。

(事務局)

公営住宅法の中に入居変更の要件がいくつかございますので、その条件に合致した場合にのみ認めております。現実的には低層階に空室ができることは少ないため、ケースとしても多くはありません。

(委員)

コンフォールでは90歳を超えている方や足が不自由な方も入居しているとなると、エレベーターは生活に必要なように感じますが、借上げの延長をしないと判断した場合に選択肢としては、万田貝塚住宅に空室があれば希望する方はいらっしゃると思いますが、そのための住戸の確保やそれ以外にどういう形で入居者に配慮して対応していくのか。

(事務局)

借上げ満了の場合には他の市営住宅へ特定入居ができることとなっております。コンフォールの場合には30戸ありますので、全ての戸数を一挙に確保することは困難です。そのため借上げ延長を行わないとなった際には、早めにご希望をいただければ可能な限り配慮はできます。万田貝塚に限らず、1階の住戸等の低層階をあらかじめストックしておくことも可能です。

(委員)

そうすると、時間的猶予を作ってもらわないといつ空室ができるか分からないので対応しづ

らいということですね。なかなか悩ましいですね。

(事務局)

その通りです。一方で、過去には期限付き入居であることを理由に申込みを断念された方がいらっしゃるのも事実ですので、入居者の居住の安定と今まで政策的に行ってきたことの公平性をどのように担保していくかという部分が非常に難しい問題であると認識しております。

(委員)

この事業が借上げ住宅政策のモデル事業という位置づけがあるということは知らなかったのですが、借上げ住宅政策そのものは悪くはないと思いますが、その評価はどこかで作る予定はあるのでしょうか。

(事務局)

借上げ住宅政策については、平成17年18年当時は(総合計画の)実施計画に載せて借上げ住宅の推進について検討していた経緯がございます。実際に庁内の意思決定をすべく事業として推進しておりましたが、多方面から検討した結果、最終的には市としてはこれ以上推し進めてはいかないという決定をしたものと理解しております。

(委員)

期間延長の要望あったと思いますが、この要望は具体的にどういったものだったのでしょうか。

(事務局)

概略としましては、期限が来たら明渡さなければならないことは承知しているが、入居者の高齢化が進んでいることや、コンフォールの自治会の中でも役を引き受けている部分があるので、是非とも終の棲家としてこのまま住まわしてもらえないかといった要望がございました。

(委員)

もし現在入居されている方が、引き続き住みたいとしてURと直接契約を結びたいといったようなケースの場合市から家賃の補助は受けられるのでしょうか。

(事務局)

そういったものは制度としてございません。また、現在の市とURの契約の中にURが入

居者と直接交渉してはならない旨の明記がございますので、今の入居者に対してUR側が直接的になんらかの動きをすることはできないこととなっております。そういった意味も含めて、入居者の居住の安定に配慮し、満了一年前までに借上げ住宅の取り扱いについて市とURで協議を行う旨の文言が契約書に明記されているのかと想定されます。

(委員)

借上げ部分ではない部屋（URと契約している入居者）の家賃はどのくらいなのでしょう
か。

(事務局)

部屋の種類によって差はあると思いますが、市が借上げている家賃は一部屋あたり約
85,000 円となっております。また、形式的には市営住宅は低所得者向けですが、URは中
堅所得者向けの住宅となっております。

(会長)

よろしいですか。

それでは、続きまして議案第2号「子育て世帯向け住戸（入居期限付き住戸）の整備」に
つきまして事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号「子育て世帯向け住戸（入居期限付き住戸）の整備について」を説明させてい
ただきます。

この整備事業につきましては、資料上段に記載させていただいております。子どもの養育
期における負担が大きい子育て世帯を対象に、低廉な家賃と、子育てに適した住宅を一定
期間提供することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てができる環
境を住宅面から支援することを目的に、国の交付金等を活用し実施するものでございま
す。具体的な説明に入る前に、資料には記載がございませんが、この事業の検討実施に至
った背景を簡単にご説明申し上げます。3点ございます。

1点目は、入居募集の定員割れの状況が発生していることでもあります。

募集時の申込件数には住宅間の偏りがあり、申込件数が比較的低調な住宅、概ね建築年
度の古い住宅にその傾向が見られますが、応募が少ないといった状況に加えて、当選後
の辞退により、結果として定員割れとなる事象が2～3年前から散見され、田村宮の前
住宅、龍城ヶ丘住宅、東中原住宅に見られます。具体例として、田村宮の前住宅の募
集に対する最終的な入居の状況を申し上げますと、平成25年度11月募集の5戸に対し
入居4戸、平成26年度5月募集の3戸に対し2戸、平成27年度5月募集3戸に対し1戸、
平成28年度5月募集3戸に対し1戸、11月募集では5戸に対し3戸でありました。

2点目は、家族向け住宅への応募は、高齢者世帯と母子世帯からの応募が多く、また、既存入居者においても、子が独立し入居者が高齢者のみとなるなど、現状の住宅における年齢や世帯構成に偏りが生じており、地域コミュニティーの維持に課題があることであります。もちろん、市営住宅に限ったことではないかもしれませんが、入居者からは、「入居者が高齢者や片親だけの世帯が多く、これからの自治会や清掃等の地域活動に不安を感じる。」といった声も聞いております。

3点目は、退去が多かったことであります。

これは、偶然が重なっただけかも知れませんが、田村宮の前住宅の特に5号棟の空き家が多く発生し、1階の6戸中4戸が空き状態となったものです。これは偶然にしても非常に稀な状況です。

これら背景から課題解決のために何かすべきことはないか、つまり、「空き住戸を埋めること」と「地域コミュニティーを活性化させること」について、具体的な改善策として実施するものが今回のこの整備でございます。

資料にもどりまして、整備対象住宅です。整備する住宅は、田村宮の前住宅の5号棟30戸のうち4戸、1階の連続した4住戸を対象といたします。住宅の概要は、昭和56年度建設、5階建の建物が5棟で総戸数170戸です。戸当り床面積は51.18㎡（1,4号棟）と56.81㎡（2,3,5号棟）があり、整備は5号棟なので広い方となります。

次に、整備等の内容です。ハード面とソフト面に分けて記載してございます。ハード面では、「全居室を洋間にし、床材にクッション性のある素材を使用する」、「風呂（給湯）設備を設置する」、「居室間の仕切り（押入れ）を無くし、一体感と集いの場の室内空間を作る」といったものを考えております。

参考資料としまして、別紙の【資料①】をご覧ください。平成25年に国が「住生活総合調査」というものを実施いたしまして、その中に「子育てに重要な要素」という調査項目があり、その結果を掲載させていただいております。重要な要素とした回答には、「住宅の広さ」や「家族の集いや交流を促す間取り」といったものが上位に入っております。

平面図になりますが、イメージ図も併せてご覧いただければと思います。

ソフト面では、子育て世帯を対象とするため、応募は若年層の夫婦に子のいる世帯に限定する制度を考えております。若年層の例としましては、「夫婦共に35歳以下」、「夫婦の年齢合計が70以下」等が考えられます。また、入居期間も、子育てが必要となる期間を設定し、期間満了で退去することを考えております。

参考資料としまして、別紙の【資料②】をご覧ください。公募で子育て世帯向け住宅枠を設けている事例として、県営住宅と横須賀市営住宅の事例を一部抜粋で記載させていただいております。対象とする世帯、入居の期間及び収入基準について、それぞれ要件がございますが、本市においても、これら先進事例を参考に、具体的要件を設定することとしたいと考えております。

最後に、29年度以降の予定であります。

29年度は、改修工事、募集に係る制度設計、審議会、議会(条例改正)等を実施させていただきます、30年度に公募する予定です。

本事業につきまして、委員の皆様からご意見等を頂戴できればと存じます。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

床材にクッション性のある素材とありますが、具体的に何を想定されているのでしょうか。

(事務局)

詳細まで材料を決めている段階ではございませんが、小さな子供や赤ちゃんがいる家庭も想定しておりますので、考慮して材料を決定していきたいと考えております。

(委員)

家賃はどうなるのでしょうか。

(事務局)

公営住宅という枠の中で整備を行いますので、ダイレクトに家賃に反映はできないものと考えております。ただ、浴室に風呂設備を設置したとなると、その部分に対する家賃への跳ね返り分は多少出てくるかと思えます。

(委員)

現状の部屋では浴室は空の状態なのでしょうか。

(事務局)

その通りです。多くの市営住宅と同様に風呂設備は入居者で用意していただいております。

(委員)

平成29年度で改修工事費を予算化していると思いますが、金額を教えてください。それを戸数で割れば一戸当たりの工事費がだいたい分かると思いますので。

(事務局)

予算上は約3,300万円を予定しております、単純に「4」で割りますと一戸当たり825

万円となります。

(委員)

参考にしていただきたい事例がありまして、県の住宅供給公社が築50年経っている二宮町にある洗濯機置場がない住宅で、全戸で洗濯機が置けるようにして、小田原木材業協同組合と一緒に県内の材木を使った木質化によるフルリノベーションを行っていました。その費用が一戸あたり500万円～600万円でデザイナーも使った実に気の利いた造りになっていましたが、県内材を使っても費用をそこまで落とせるのだなと感じたので、是非調べていただければと思います。モデルルームもあるので実際に見学に行くことも可能かと思っておりますので、検討していただければと思います。

少し費用が高いかなと感じました。

(事務局)

4戸で3,300万円ですが、その内の1部屋が過去に家賃の未払いで強制的に退去していただいた方の部屋になっておりまして、その部屋の程度が非常に悪く、改修に非常に費用がかかってしまうので金額的に膨れてしまっています。それ以外の部屋についてはあまり費用をかけずに使えるところは有効に利用するつもりです。ご紹介いただいた件につきましては是非参考にさせていただき、当然のことながらコストの削減は考えながら進めていきたいと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議案事項につきましては終了いたします。

続きまして、報告事項でございます。報告第1号「市営住宅の長期高額滞納者に対する法的措置」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

報告第1号「市営住宅の長期高額滞納者に対する法的措置について」を説明させていただきます。

市営住宅における長期高額滞納者等の対策として実施しております法的措置については、要領に基づき調査したところ、滞納家賃等の支払いに関する一切の交渉を無視しその支払いが全くない者について法的措置を講じたので、その概要を報告させていただきます。まず初めに、議会への提起の件数であります。28年度は1件を平成28年12月定例会に議案「訴えの提起について」を上程し、原案どおり可決いたしました。

次に、裁判所への訴えの提起等の件数であります。28年度は1件を実施したところです。上記1の1件について、平成28年12月末日をもって入居承認を取消（賃貸借契約を解

除) し、年が明けた1月13日付けで管轄裁判所へ訴状を提出しました。その後、裁判所からの訴状が被告らに送達され、2月22日に口頭弁論が開かれ、被告らも出頭し、本市訴えの内容全てを認めたため、その日で結審し、3月1日に原告訴えのとおり判決が言い渡されました。口頭弁論では、被告らから早期の退去と滞納家賃等の支払意思が示されたため、裁判長から原告に対し、「具体的な退去時期・支払方法については、被告らと話し合いの上、進めて欲しい。」との付言があったため、3月に入り、被告らを来庁させ、4月末までの任意退去と分割による支払について、現在協議中であります。

最後に強制執行の件数であります。平成28年度につきましては該当する案件がなく実施しておりません。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

【被告ら】とは何人ですか。

(事務局)

兄弟二名の世帯です。

(会長)

他にはよろしいですか。

(会長)

ないようでございますので、最後に「その他」に入りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

現在の審議会の委員の皆様は、今年6月30日までとなっておりますが、任期中に次回の審議会を開催する予定は現時点でございません。次回は新たな委員さんを各団体様の御推薦のもとに、7月から8月頃に第一回目の審議会を開催させていただきたいと考えております。事務局からは以上であります。

(会長)

委員の皆様から何かございますか。

(委員)

市営住宅では犬や猫はやはり飼ってはいけないのでしょうか。

(事務局)

その通りです。市営住宅では飼育・餌付け・預かり等いずれも禁止しております。

(委員)

禁止しているにも関わらず入居者で飼っている人がいるという声を聞いたが、どのような対応をとっているのでしょうか。

(事務局)

市職員や指定管理者が発見した場合は当然のことながら、同じ入居者や周辺住民の方から情報提供があった場合には調査し、飼育が判明したら迷惑行為となりますので、改善要求をしており、度重なる指摘にも関わらず改善が見られない場合は規定に則りまして明渡しの請求を行い退去していただいております。

(委員)

既存住宅の風呂釜についてですが、入居の際に自分で設置し、退去する時に外していかなければいけないのですよね。

(事務局)

その通りです。

(委員)

安全性に問題がなければそのまま退去して次の入居者が使用すればいいのではないかと感じるが、それが出来ない事情と古い住宅では風呂釜がついていない理由を教えてください。

(事務局)

風呂釜の設置がない住宅につきましては建設当時の公営住宅の整備基準の中で、浴室は設ける必要があるが、風呂釜は入居者負担だというのがスタンダードでした。その後基準の改正が行われましたので、それ以降に建設された住宅につきましては、建設時に風呂設備を付けております。

水回りも含めた個別の住戸改善については手法をストック計画策定の中で検討していきたいと思っておりますが、予算的な面もございますので今すぐにとというのは難しいと考えます。

全国の事業主体を見ると、中には設置してから日が浅いものについては次の入居者への私人間での譲渡を斡旋していた自治体もあったようですが、その取扱いも直近ではあまりうまくいってないような感触はあります。安全性の問題も然りですが、譲り受けた入居者が使用中に故障等した場合に「自分が設置したものではないので市で修理をしてほしい」等の話が出てくることも想定されます。もちろん譲渡の段階でそのあたりをしっかりと理解していただければ問題ありませんが、必ずしも皆様がそうとは限らないかと思えます。ですので、基本的には設備するのであれば事業主体側が整備するものであると考えております。

(委員)

事業主体側(平塚市)が整備する予定は今のところはないということですか。

(事務局)

来年度は子育て向け世帯向けの住戸につきましては改修工事の中で設備してまいります。

(会長)

他にございますか。

(会長)

特にないようですので、これで審議会を終了いたします。

それでは進行を事務局へ戻します。

(事務局)

ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきました貴重な御意見、御提案等を今後の市営住宅行政に反映させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以 上